

公募施設のランク別人件費単価表 (令和2年(2020年)4月以降の公募から適用)

この単価表は、指定管理に係る管理運営経費の「積算総額」の算定にあたっての基準とする。
 なお、週あたり40時間勤務を基準として総額を算定している(常用的パート及び臨時職員を除く。)

①正職員

区分	積算基準(熊本市行政職員給料表ベース)	ランク別年総額			管理職手当
		A	B	C	
大規模施設の長	・大規模な施設の長 Aを基準とする。 ただし、職務について求められる練度に応じ、Cまで変更可能とする。	6,310,000	6,924,000	7,665,000	630,000
中規模施設の長 大規模施設長の補佐	・中規模な施設の長。 ・大規模な施設の長の補佐。 Aを基準とする。 ただし、職務について求められる練度に応じ、Cまで変更可能とする。	5,847,000	6,310,000	6,815,000	424,800
小規模施設の長 係長	・小規模な施設の長。 ・大・中規模施設の係長。 Aを基準とする。 ただし、職務について求められる練度に応じ、Cまで変更可能とする。	5,750,000	5,847,000	5,963,000	390,000
簡易施設の長	貸館等の比較的簡易な業務内容であり、再雇用の職員があたることも想定される小規模な施設の管理者。	再任用2級			
		3,844,000			
一般職	高卒後5年程度の経験を有する者。(A) 大卒後5年程度の経験を有する者。(B) 大卒後10年程度の経験を有する者。(C)	A	B	C	
		4,308,000	5,047,000	5,718,000	

- ※1 施設の長の専門性、特殊性に応じ管理職手当を加算することができる。ただし、簡易施設の長を除く。
- ※2 職務の専門性・特殊性に応じ10%加算(千円未満切捨て。)することができる。(管理職手当への加算も可とする。)
ただし、簡易施設の長を除く。
- ※3 総額は、給料、期末勤勉、住居、通勤、扶養手当及び共済費の和相当(簡易施設の長には、扶養手当、退職共済相当分は含まない。)
- ※4 月額への換算は、年額を12で除し、千円未満の端数切捨てとする。

②常用的パート(嘱託)職員

区分	考え方	ランク別年総額
常用的パート(嘱託)職員A	・職務遂行に必ずしも、知識・技術・職務経験を必要としない単純な作業が主であるもの	1,976,000
常用的パート(嘱託)職員B	・事務技術職で室内でのデスクワークが主であるもの ・労務職で屋内での軽作業が主であるもの	2,337,000
常用的パート(嘱託)職員C	・事務技術職で外勤・巡回や、窓口における申請受付等が主であるもの ・労務職で屋外での作業が主であるもの	2,512,000
常用的パート(嘱託)職員D	・上記の3つの区分と比較し、より高度な知識や経験を必要とするもの	2,621,000

- ※1 総額は、給料、期末、通勤手当及び共済費の和相当。ただし、退職共済相当分は含まず。
- ※2 1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間(1日8時間×5日間)に比べて短いもの(週あたり30時間を基準としている。)

③臨時職員

区分	考え方	ランク別年総額
臨時職員A	・屋内における業務のうち簡易な作業を主とするもの	1,969,000
臨時職員B	・屋内における業務を主とするもの	2,086,000
臨時職員C	・屋外における業務を主とするもの ・屋内における業務のうち危険な作業又は労働環境に一定の負荷が伴うもの	2,225,000

- ※1 総額は、給料、期末、通勤手当及び共済費の和相当。ただし、退職共済相当分は含まず。
- ※2 雇用契約において、1ヶ月以上4ヶ月未満の雇用期間が定められているもの。
- ※3 1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間(1日8時間×5日間)に比べて短いもの(週あたり30時間を基準としている。)
- ※4 勤務時間を40時間とする場合は40/30を乗じるものとする。